

## ○定められた命令等及び根拠法令条項の一覧

No	定められた命令等の題名	根拠法令条項
1	電波法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年総務省令第111号） （電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）、登録検査等事業者等規則（平成9年郵政省令第76号））	電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）
2	昭和四十四年郵政省告示第五百十三号（航空機局が送り及び受けることができなければならぬ電波を定める等の件）の一部を改正する件（令和6年総務省告示第403号）	電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十二条第十一項
3	平成七年郵政省告示第五百五十九号（航空移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める等の件）の一部を改正する件（令和6年総務省告示第404号）	無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百五十二条
4	平成十五年総務省告示第百五十三号（航空機用救命無線機の技術的条件を定める件）の一部を改正する件（令和6年総務省告示第405号）	無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十五条の十二の二第一項第二号ロ(3)
5	平成十七年総務省告示第千九十四号（航空機に施設する無線設備の機器の型式検定合格の条件等を定める件）の一部を改正する件（令和6年総務省告示第406号）	無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第二条
6	平成十八年総務省告示第五十七号（船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー等の送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯を定める件）の一部を改正する件（令和6年総務省告示第407号）	無線設備規則別表第一号注29
7	平成十九年総務省告示第五百八号（無線設備規則別表第二号第4の規定に基づき、総務大臣が定める無線設備を定める件）の一部を改正する件（令和6年総務省告示第408号）	無線設備規則別表第二号第4
8	平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を改正する件（令和6年総務省告示第409号）	登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三(2)
9	電波法関係審査基準（平成十三年総務省訓令第六十七号）の一部を改正する訓令（令和6年総務省訓令第45号）	電波法第七条、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第五条第一項